

農林土木委託業務特記仕様書

（共通仕様書の適用）

第1条 本業務は、徳島県農林水産部「徳島県農林土木設計業務共通仕様書 平成23年5月」、「徳島県農林土木測量業務共通仕様書 平成23年5月」、「徳島県農林土木地質及び土質調査業務共通仕様書 平成23年5月」及び徳島県国土整備部「用地調査等共通仕様書」に基づき実施しなければならない。

2 ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針等は改定された最新のものとする。なお、業務途中で改定された場合はこの限りでない。

（共通仕様書の変更・追加事項）

第2条 「徳島県農林土木設計業務共通仕様書 平成23年5月」、「徳島県農林土木測量業務共通仕様書 平成23年5月」、「徳島県農林土木地質及び土質調査業務共通仕様書 平成23年5月」に対する【変更】及び【追加】仕様事項は、徳島県ホームページ（農林水産部農山漁村振興課のページ）に掲載している各業務の「共通仕様書【変更・追加事項】」のとおりとする。なお、入札公告日又は指名通知日における最新のものを適用するものとする。

（共通仕様書の読み替え）

第3条 「徳島県農林土木設計業務共通仕様書 平成23年5月」、「徳島県農林土木測量業務共通仕様書 平成23年5月」、「徳島県農林土木地質及び土質調査業務共通仕様書 平成23年5月」において、「徳島県農林水産部及び総合県民局農林水産部」とあるのは「徳島県農林水産部」と、「徳島県電子納品運用ガイドライン【農林土木事業設計業務編】」とあるのは、「徳島県電子納品運用ガイドライン【農林土木設計等業務編】」と、読み替えるものとする。

（成績評定の選択制（試行））

第4条 当初業務委託料（税込み）が100万円を超え500万円未満及び、変更契約で業務委託料が100万円を超えた農林土木工事に係る測量、設計、試験及び調査の委託業務（建物調査、不動産鑑定、森林整備、現場施工管理等の委託業務は除く）は、別に定める「農林水産部委託業務成績評定の選択制試行要領」を適用する。

2 前項の対象業務の受注者は、契約時、評定の実施の意向について、「委託業務成績評定に関する意向確認書」を発注者契約担当に提出しなければならない。

3 履行途中の評定の意向変更は原則認めないこととする。ただし、成績評定を希望した場合において、完了時、変更契約により業務委託料（税込み）が100万円以下となった場合は、評定は行わないものとする。

農林水産部委託業務成績評定の選択制試行要領

HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/sangyo/nogyo/5023580/>

（受発注者共同による品質確保）

第5条 重要構造物（橋梁、トンネル、樋門、砂防等）設計や、補修設計において、必要であると判断された場合は、情報共有（設計条件の留意点、関連業務の進捗状況、設計変更の提案等）・設計方針の確認を目的とした、合同現地踏査等の発注者、受注者（測量、地質、調査、設計）で設計条件・方針を確認できる場を設けることができるものとする。

なお、費用及び参加者等の詳細については、監督員と協議の上、決定するものとする。

（ウィークリースタンス）

第6条 本業務は、ウィークリースタンス（受発注者で1週間のルール（スタンス）を目標として定め、計画的に業務を履行する）の対象業務であり、次の各号に取り組まなければならない。

- （1）ウェンズデー・ホーム（水曜日は定時の帰宅を心がける。）
- （2）マンデー・ノーピリオド（月曜日（連休明け）を依頼の期限日としない。）
- （3）フライデー・ノーリクエスト（金曜日（連休前）に依頼をしない。）

- 2 前項第1号は必ず実施するものとし、第2号及び第3号についてはどちらか一方は必ず実施しなければならない。なお、前項第1号から第3号に加えて別の取組を行うことを妨げない。
- 3 ウィークリースタンスとして取り組む内容は、初回打合せ時に受発注者の協議によって決定する。決定した内容は打合せ記録簿に整理し、受発注者間で共有する。
- 4 受発注者は、中間打合せ等を利用して取り組みのフォローアップ等を行わなければならない。
- 5 ウィークリースタンスの取組は、業務の進捗に差し支えない範囲で実施する。

（業務スケジュール管理表）

第7条 本業務は、円滑な業務の実施と品質の向上を図るために、受発注者の役割分担の明確化と懸案事項や業務スケジュールを共有する、業務スケジュール管理表を作成しなければならない。

- 2 受注者は、業務スケジュール管理表を初回打合せ後速やかに提出するものとし、中間打合せ時等、必要に応じて修正をするものとする。

徳島県 HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/sangyo/nogyo/2015070800045>

（Web会議【発注者指定型】）

第8条 本業務は、建設DXによる業務の効率化を目的とした「Web会議（発注者指定型）」の対象業務であり、別に定める「Web会議実施要領」を適用する。

- 2 Web会議は、業務着手時の打合せにおいて受発注者の協議により実施の範囲等を決定するものとする。

Web会議実施要領

徳島県 HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/sangyo/nogyo/5046921/>

（Web検査【発注者指定型】）

第9条 本業務は、建設DXによる業務の効率化を目的とした「Web検査（発注者指定型）」の対象業務であり、別に定める「Web会議実施要領」を適用する。

- 2 Web検査は、業務着手時の打合せにおいて受発注者の協議により実施の範囲等を決定するものとする。

Web会議実施要領

徳島県 HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/sangyo/nogyo/5046921/>

（業務箇所への遠隔臨場【発注者指定型】）

第10条 本業務は、建設DXによる業務の効率化を目的とした「遠隔臨場（発注者指定型）」の対象業務であり、別に定める「委託業務における遠隔臨場に関する試行要領」を適用する。

委託業務における遠隔臨場に関する試行要領

徳島県 HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/sangyo/nogyo/7216371/>

（オンライン電子納品）

第11条 受注者は、オンライン電子納品の実施を希望する場合、「徳島県電子納品運用ガイドライン【農林土木設計等業務編】」における着手前協議を実施し、監督員の承諾を得たうえで、オンラインにより電子納品をすることができる。

- 2 なお、オンライン電子納品を実施する場合、次のURLにある「オンライン電子納品実施要領」を適用する。

オンライン電子納品実施要領

徳島県 HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/sangyo/nogyo/7313126/>

（情報共有システム活用業務【受注者希望型】）

第12条 受注者は、情報共有システム（以下「システム」という。）の活用を希望する場合は、監督員の承諾を得たうえで、システム活用の試行対象業務（以下、「対象業務」という。）とすることができる。

- 2 対象業務は、次のURLにある「農林土木事業における情報共有システム活用試行要領」を適用する。

農林土木事業における情報共有システム活用試行要領について

徳島県 CALS/ECHP

<https://e-denshinyusatsu.pref.tokushima.lg.jp/cals/category/download/nourinjyouhoukyouyuu/>

（C I M活用業務【受注者希望型】）

第 1 3 条 本業務は、C I M（Construction Information Modeling, Management）を活用し、建設生産・管理システム全体の課題解決および業務効率化を目的とした「C I M活用業務（受注者希望型）」の対象業務であり、別に定める「C I M活用業務試行要領」を適用する。

- 2 受注者は、C I M活用業務の実施を希望する場合は、業務着手時の打合せにおいて発注者と協議し、実施を決定するものとする。

C I M活用業務試行要領

徳島県 HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/sangyo/nogyo/7240174/>

（国土地盤情報データベースへの登録）

第 1 4 条 受注者は、地盤情報（機械ボーリングで得られたボーリング柱状図、土質試験結果一覧表の成果）について「一般財団法人国土地盤情報センター」の検定を受けた上で、「国土地盤情報データベース」に登録しなければならない。

- 2 受注者は、地盤情報の公開・利用の可否について、徳島県電子納品運用ガイドライン【農林土木設計等業務編】に基づき、事前協議における発注者の指示に従って、成果品データに「公開可否コード」を記入した上で、検定の申込を行うこととする。
- 3 受注者は、電子納品の際に、一般財団法人国土地盤情報センターから受領した検定証明書（PDF ファイル）を徳島県電子納品運用ガイドライン【農林土木設計等業務編】に規定されている格納フォルダ BORING/OTHS に格納することをもって、提出する成果が検定済であることを報告することとする。

（照査技術者及び照査の実施）

第 1 5 条

1. 受注者は、設計業務における成果品について照査を行う照査技術者を定め、照査技術者通知書を契約締結後土曜日、日曜日、祝日等を除き 10 日以内に監督員に提出しなければならない。また、この照査技術者通知書の内容が変更となった場合は、変更日から土曜日、日曜日、祝日等を除き 10 日以内に監督員に照査技術者変更通知書を提出し確認を受けなければならない。
2. 照査技術者は、管理技術者と同等の資格等を有する者であり、管理技術者を兼ねることはできない。
3. 照査技術者は、照査計画を作成し業務計画書に記載し、照査に関する事項を定めなければならない。
4. 受注者は、照査技術者の資格要件について、資格者証の写しを監督員に提出しなければならない。
5. 受注者は、照査技術者と受注者の直接的、恒常的な雇用関係が確認できるもの（健康保険証等の写し）を監督員に提出しなければならない。
6. 照査技術者は、設計図書に定める又は監督員の指示する業務の節目毎にその成果の確認を行うとともに、照査技術者自身による照査を行わなければならない。
7. 照査技術者は、業務完了に伴って照査結果を照査報告書としてとりまとめ、管理技術者に差し出すものとする。